

資産申告書の提出について

現在お持ちの現金、預貯金、不動産等の資産について、年に一度は保有状況を申告していただく必要があります。

「電子申請（LoGo フォーム）」にて申告、
または同封の「資産申告書」に記入日時点の各資産保有状況を
記入の上、担当ケースワーカーへ提出してください。

【提出が必要な書類】

- 資産申告書
- 記入日時点の通帳の写し

※電子申請（LoGo フォーム）については裏面をご確認ください。

※「現金」欄には記入日時点の手持ち金を、
「預貯金」欄にはお持ちのすべての口座情報と預貯金額を
ご記入ください。

※追加資料の提出を求められることがあります。

★「収入申告書」とは異なる書類となりますので、
必ずご提出ください。

提出期限：令和8年1月30日（金）

※提出期限は、令和8年3月31日（火）に延長しました。

（参考）生活保護法

第4条（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。